

自ら避難することが困難な方へ

避難行動要支援者 制度のご案内

～災害時にスムーズに避難支援を
受けられるようにしましょう～



市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けを目的として、本事業を実施しています。

しかし、災害時に、自ら避難することが困難な方全員を、消防や警察、自衛隊等が避難誘導することはできません。

そのため、ご家族やご近所さんなど一緒に避難してくれる方や避難する方法をあらかじめ決めておくことが重要です。

■ 制度対象者

下記の方が、制度の対象になります。

- (1) 重度要介護認定者 介護保険の要介護認定で、要介護3以上
- (2) 身体障がい者 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が2級以上
- (3) 知的障がい者 療育手帳の交付を受け、障がいの程度が㊤及びA
- (4) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級
- (5) 難病患者 手帳を所持していないが避難支援を必要とする方
- (6) 75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯である方

■ 記入する際の注意点

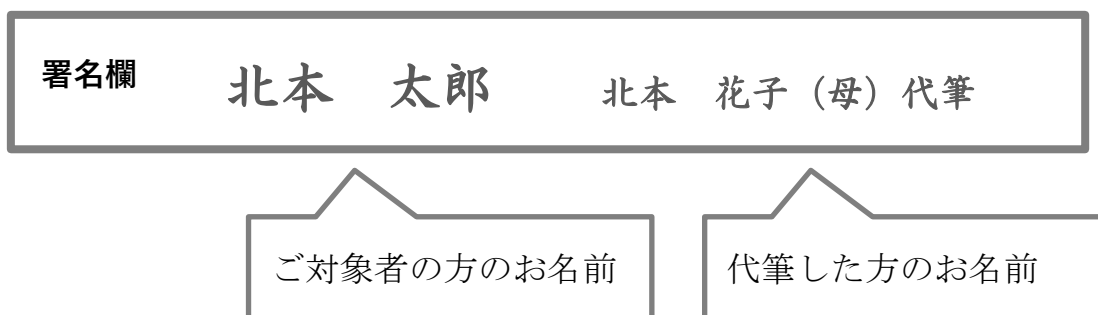
- 記入が難しい部分については、わかる範囲で書いていただければ結構です。
- この制度は、避難の支援を行うことを約束するものではありません。また、一緒に避難してくれる方にその責任が生じるものでもありません。

■ 施設に入居している方について

- 特別養護老人ホームなどの施設に、中長期的に入居している方は、余白に「施設入居中」のみご記入していただき、ご回答ください。

■ 代理署名について

- 代理署名できる方
 - ・ 申請者の法定代理人（親権者・後見人）
 - ・ 申請者の配偶者
- 代理署名の記入方法
次の通り記入してください。



【お問合せ】

北本市役所

くらし安全課 危機管理・消防防災担当 電話 048-594-5523

ファックス 048-592-5997

高齢介護課 高齢者福祉担当 電話 048-594-5539

障がい福祉課 相談支援担当 電話 048-594-5535

※上記窓口のいずれかにご提出ください。